

人権相談窓口・人権ライブラリーのご案内

法務局・地方法務局の電話・メール人権相談窓口

みんなの人権110番（全国共通）

ゼロゼロみんなのひゃくとおばん
0570-003-110 平日午前8時30分から午後5時15分まで

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）

ゼロゼロななのひゃくとおばん
0120-007-110 平日午前8時30分から午後5時15分まで

女性の人権ホットライン（全国共通）

ゼロナナゼロのハートライン
0570-070-810 平日午前8時30分から午後5時15分まで

インターネット人権相談受付窓口

24時間・365日受付

インターネット人権相談

- パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 携帯電話 <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

人権ライブラリーのご案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打ち合わせスペースをお探しの方は、人権ライブラリーをご利用ください。遠方の方でも郵送等による貸出も行っています。詳細は、下記までお問い合わせくださいか、人権ライブラリーのホームページをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL : 03-5777-1919 FAX : 03-5777-1954 Eメール : library@jinken.or.jp

ホームページ : <http://www.jinken-library.jp/>

開館時間 : 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休館)

人権ライブラリー

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの

「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です。

- 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
- 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

平成27年度 法務省委託
人権啓発教材

証言集

人権アーカイブ・シリーズ

ハンセン病問題

～過去からの証言、未来への提言～

人権教育・啓発担当者向け (56分)

制作のねらい

ハンセン病問題については、平成13（2001）年の熊本地裁における「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決を契機として、強制隔離というハンセン病に対する国の対応こそが人権侵害の大きな要因であったとの認識のもと、誤った政策による被害を回復し、患者・回復者への偏見や差別を取り除いていくための取組がなされています。

しかしながら、いまだに病気に対する誤った認識や、回復者に対する偏見や差別が社会の中に根深く残っているのも事実です。

現在、全国の療養所入所者の平均年齢は80歳を超えており、また、強制隔離政策による人権侵害について当事者として語ることができる方々も高齢化しています。この映像は、人権教育・啓発に携わる職員や担当者の皆様が身に付けておくべき、ハンセン病に関する基本的な知識、歴史的経緯、当時の社会情勢、そして、人権という視点から問題の本質について、学識者や関係者、当事者のインタビューを軸に解説しています。

貴重な証言を共有し、今後の業務に生かしていただければ幸いです。

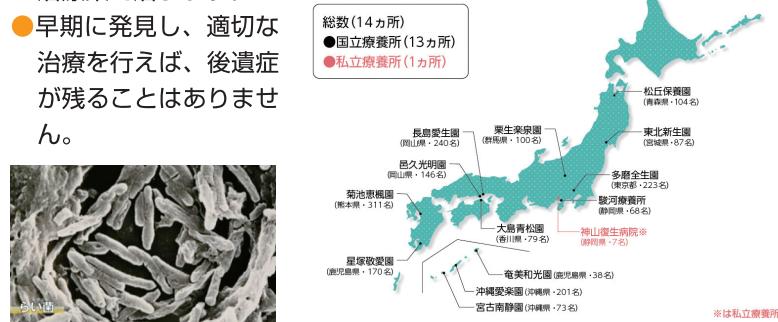
DVD ビデオの構成

Chapter1	プロローグ	1分52秒
Chapter2	ハンセン病とは	2分42秒
Chapter3	強制隔離政策	15分41秒
Chapter4	らい予防法の廃止	14分14秒
Chapter5	ハンセン病問題の今	12分12秒
Chapter6	人権尊重社会へ向けて	8分52秒

ハンセン病の基本情報

ハンセン病は、どんな病気でしょうか？

- ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる感染症です。感染し、発病すると手足などの抹消神経がまひを起こしたり、皮膚に様々な病的な変化が起こったりします。
- 感染症ですが、感染力が非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。
- 仮に感染しても発病することは極めてまれです。
ハンセン病療養所で、毎日患者さんたちと接してきた職員のうち、発病した人はこれまで1人もいません。
- 万一発病しても優れた治療薬で治ります。
- 早期に発見し、適切な治療を行えば、後遺症が残ることはあります。



証言者



石井則久（国立感染症研究所ハンセン病研究センター長）

療養所などで患者さんを一生懸命診ている方、例えば看護師さんとか、お医者さんがうつったんではないかと心配することがありますけれども、それは今まで一例もございません。ですから、非常にうつりにくい病気です。

年 表

明治 6 (1873) 年	G.H. アルマウェエル=ハンセンがらい菌を発見
明治 40 (1907) 年	「癞予防ニ関スル件」制定
昭和 6 (1931) 年	「癞予防法」制定（癞予防ニ関スル件の改正）
昭和 20 (1945) 年	終戦
昭和 22 (1947) 年	「日本国憲法」施行
昭和 23 (1948) 年	「優生保護法」制定
昭和 26 (1951) 年	「全国国立癞療養所患者協議会」発足
昭和 28 (1953) 年	「らい予防法」制定
昭和 29 (1954) 年	黒髪校事件
昭和 63 (1988) 年	邑久長島大橋完成
平成 6 (1994) 年	大谷藤郎が「らい予防法」廃止についての見解を発表
平成 8 (1996) 年	「らい予防法廃止に関する法律」制定
平成 10 (1998) 年	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟提訴
平成 13 (2001) 年	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟で国の責任を認める判決
平成 13 (2001) 年	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定
平成 14 (2002) 年	「ハンセン病問題に関する検証会議」始まる
平成 15 (2003) 年	療養所入所者宿泊拒否事件
平成 20 (2008) 年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定
平成 22 (2010) 年	国連総会が「ハンセン病差別撤廃を目的とする原則及びガイドライン」に十分配慮することを各国に求める決議を採択



近代以前のハンセン病

古文書の中の「ハンセン病」

ハンセン病が「感染症」であるという医学的な裏付けがない時代には、先祖が仏の教えに背いたことによる病気、血筋による病気などと考えられていた。そのため、ハンセン病になると家で隠れたり放浪の旅に出たり、家を出て物乞いをして暮らしたりしなければならなかった。

また、顔や手足の変形といった後遺症が残ることが差別の要因になったと考えられる。

鎌倉時代のハンセン病の患者と思われる姿は、「一遍聖絵」「一遍上人縁起絵」などに描かれている。

北山十八間戸

鎌倉時代に作られた、放浪するハンセン病患者を救済したとされる奈良県にある施設。ハンセン病が当時から救済の対象となっていたことが分かる。



隔離政策と人権侵害

○明治40（1907）年

「癩予防ニ関スル件」制定

明治になると、日本は日清・日露戦争に勝利をおさめ、欧米列強の仲間入りを目指していた。そうした中、ハンセン病の患者を放置しているのは文明国にふさわしくないとして、明治40（1907）年「癩予防ニ関スル件」を制定。全国に5つの療養所を設置し、放浪しているハンセン病患者を収容して一般社会から隔離する政策がとられた。

○昭和6（1931）年

「癩予防法（旧法）」制定（癩予防ニ関スル件の改正）

各地に国立の療養所を設置し、全てのハンセン病患者を強制的に入所させる政策が進められた。

○昭和11（1936）年

「無癩県運動」が本格化

ハンセン病患者を一掃することを目的とした官民一体の運動で、各県が競ってハンセン病患者を見つけだしては強制的に療養所へ収容するようになる。

証言

上野正子

国立療養所星塚敬愛園入所者自治会副会長

NPO法人ハンセン病問題の全面解決を目指して共に歩む会副理事長



私は1801号という入園番号を受けられました。あなたは、本名を使わずに偽名で2か月間生活するんだよって言って、八重山八重子というとわざとらしいので、須山八重子という名前で2か月間ここで治療しなさい、何でも困ったことがあつたら僕がしてあげるよ、と言われました。

○昭和23（1948）年

「優生保護法」制定

ハンセン病が優生保護法の対象となり、墮胎や断種手術が合法化する。しかし、法律で対象とされるはるか以前から、墮胎や断種が行われていた。療養所内には、胎児標本も残されていた。

証言

上野正子

何にも悪いこともないのに子どもを産めないっちゃ。ここではもう絶対すぐ呼びだされて、墮胎させられた人が何十人といいますね。

証言

福西征子

国立療養所松丘保養園名誉園長



ハンセン病療養所に入所しますと、男も女も同じように非常に緊張を強いられるわけですが、女性はそういう群れの中に投げ込まれると、男性と違った大きなストレスを抱える。もう一つはやはり断種だと思います。女性は墮胎ですが、結婚しても夫婦は子どもをつくれない。

「懲戒検束権」

逃走や職員に対する反抗など、風紀や治安を乱した者を所長の判断で監禁室に閉じ込めた。また、特に罪が重いとみなされた者は、群馬県の栗生楽泉園に設置された重監房に監禁された。冬は零下18度にもなるこの監房に、全国の療養所から9年間に延べ93人が送り込まれ、23人の人が命を落とした。

証言

藤田三四郎

国立療養所栗生楽泉園入所者自治会会长



（栗生楽泉園の重監房は）冬は非常に厳しいですね。22、3年頃は大体、零下18度くらいね。夜は、やっぱりあら家でございますから、夜になると昔はね、薬瓶の中が水だった、水にいろんな薬を混ぜて飲むわけ。そうすると薬瓶がパン、パン、パン、パンと割れちゃうんです。そういう状況だった。

「らい予防法廃止」に向けての動き

- 昭和20（1945）年 終戦
- 昭和22（1947）年 日本国憲法施行
プロミンの有効性が判明し、日本でも治療が始まる。
- 昭和26（1951）年 全国国立療養所患者協議会結成
強制隔離や懲戒検束権の廃止などを求め、「らい予防法」をめぐる闘いに、入所者がたちあがった。

証言

平沢保治

国立療養所多磨全生園入所者自治会前会長
いばらき大使



私たちは、せめて治った人は出して欲しかった。1953年のらい予防法の闘いに取り組んで、私も身体の不自由な人たちと一緒に若気の至りで、早朝深夜、国会に座り込みをかけました。でも、社会の誰一人として私たちを支援する人たちはいなかつた。そうでしょう。私たちを取り巻く周りには、白衣を着て消毒器を持った人たちがいるのですから。

こうした中で隔離の必要性を強硬に主張した1人が医師で国立療養所長島愛生園園長の光田健輔だった。

証言

森和男

全国ハンセン病療養所入所者協議会会長



よく長島愛生園の光田園長は、入所者はホームレスになるんだと、だったら、お前たちは療養所に入っていれば、療養所の中で治療を受けながら安心して人生を送れるのではないかと。

証言

中尾伸治

国立療養所長島愛生園入所者自治会会長



その頃はね、愛生園は独特ですので、光田派と改革派ということではっきりと分かれましたんで、療養所の中でそういう争うというんですか、日常生活では変わらんのやけれども、やっぱり行動するという所では色々な障害があつたり、ありましたね。

証言

内田博文

神戸学院大学教授
元ハンセン病問題に関する検証会議副座長



一時期厚生省（当時）は、強制隔離政策を放棄するというような方針を打ち出しました。その時に光田健輔さんたちのハンセン病の専門医の方たちは、療養所所長を兼ねていてこの方たちが猛烈に反対するわけですね。

- 昭和28（1953）年 これまでの隔離政策を引き継ぐ「らい予防法」が成立する。

証言

成田稔

国立ハンセン病資料館館長
国立療養所多磨全生園名誉園長



日本らい学会として一番大きく反省しなければならないのは、病気は病気、患者は人だということをね、もっとはっきりさせなければいけなかつたんですよ。

- 平成6（1994）年

厚生省（当時）の委託で「らい予防法」についての検討を重ねてきた「らい予防事業対策調査検討委員会」の大谷藤郎座長が「らい予防法の廃止」を求める見解を発表。

- 平成8（1996）年

「らい予防法」廃止

人権回復のために

○平成10（1998）年 らい予防法違憲国家賠償請求訴訟

証言

徳田靖之

ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団代表



どこが間違ったのか、なぜ、間違ったのかということを一切明らかにしないままに、らい予防法の廃止がなされた。これは、自分たちが味わってきた人生の被害、これはもう本当に浮かばれないというのが裁判に立ち上がった人たちの想いだったわけです。

○平成13（2001）年 「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」熊本地裁で国の責任を認める判決。



証言

吉戒修一

弁護士
元東京地方裁判所部総括判事
元法務省人権擁護局長



裁判の争点は、主なものとして一つには、らい予防法が廃止されるまでの間に続いた国の強制隔離政策、そのことが違法かどうかということ。もう一点は、原告となった患者さんが、何百人もいるわけですよね。そういう方たちが、それぞれ年齢も違うし、性別も違うし、入所歴も違うわけですよね。そういう方たちの損害の額をどういうふうに算定するか、その二つが大きな争点でした。

証言

志村康

国立療養所菊池恵楓園入所者自治会会長



天に登るっちゅうは本当ですね。僕は自分の体が切れたような気持ちになりました。私はですね、黒に近い灰色くらいの判決が出るんじゃないかというふうに思ってた。しかし全面勝訴ですね。飛び上がるんばかりに嬉しかった。

○平成13（2001）年 『ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律』制定

○平成14（2002）年 「ハンセン病問題に関する検証会議」始まる
強制隔離政策が長期間続けられた原因を、様々な面から科学的、歴史的に検証した。

証言

内田博文

1996年に法が廃止された時に入所の方は非常に高齢化しており、何十年も療養所にいたために、社会復帰が極めて困難になった。そういう意味では、あまりにも遅れたためにその被害を救済できずに、回復不可能な被害を与えてしまった。今も入所の人たちと家族の方に被害を与え続けていることが最大の問題ではないかと思っているんです。

人権回復のために

○平成15（2003）年 療養所入所者宿泊拒否事件
ハンセン病療養所の入所者の宿泊予約を受けていたホテルが、ハンセン病の回復者であることを理由に宿泊を拒否した。



証言

太田明

国立療養所菊池恵楓園入所者自治会会長（当時）



もしこれ（注：宿泊拒否の事実）が公表されれば、大変な事件になるということは充分予測してまして、我々も相当なバッシングを受けるでしょうし、裁判の後でしたから、特にハンセン病問題に対する関心が深かったんですね。これはもう行くところまで行くという気持ちがありました。

○平成20（2008）年

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定
この法律は、「ハンセン病問題基本法」とも呼ばれ、ハンセン病への偏見や差別の解消と、療養所の入所者、退所者の名誉回復のための措置が盛り込まれています。

ハンセン病に関するシンポジウムをはじめとする啓発のイベントなどが、各地で行われ、偏見と差別のない社会づくりのために多くの市民が活動に取り組んでいます。



○平成22（2010）年

日本政府が中心となって、「ハンセン病差別撤廃を目的とする原則及びガイドライン」に十分配慮することを各国に求める決議が国連総会に提出され、全会一致で採択されました。



UN Photo/Andrea Brizzi

証言

潮谷義子

日本社会事業大学理事長
元熊本県知事



判決が出た直後は、皆さん良かったね、という理解がありましたが、それは社会的な弱者に対しての哀れみや同情だったと思うんです。ですが今回の宿泊拒否の問題では、国に保護されている人たちが温泉に行くのは何事か、といった感覚が、バッシングの背景にあったのではないかと思います。

証言

坂元茂樹

同志社大学教授
元国連人権理事会諮問委員会委員



この原則とガイドラインの中では、ハンセン病患者であること、あるいはハンセン病患者であったことを理由として、いかなる差別も行ってはいけませんよ、ということを明記したことなんですね。

ハンセン病の現在

社会で活躍する回復者

中修一さんは、19歳の時に療養所を出て就職するが、28歳の時に再発して再入所。59歳の時に、2度目の社会復帰をすると、現在は、ハンセン病問題を正しく理解してもらうため、県や市と協力し、積極的に啓発活動に取り組んでいる。

証言

中修一

国立療養所菊池恵楓園退所者の会ひまわりの会会長



最初の給料でパンと牛乳を買って、淀川の堤防で食べたんですよ。療養所で食べた御飯と比べものにならないくらいおいしかったです。自分で働いて得たお金で買って食べる食べ物の美味しさ。涙が出ましたよ。

森元美代治さんは、世界中のハンセン病患者、回復者と手を結び、経済的に貧しい地域の医療や教育を支援する活動を実践している。

証言

森元美代治

NGO IDEA ジャパン代表



自分たちも治る病気になったんだから、自分たちの問題としてもっと世の中に出て行って、世界で手をつないで頑張ろうと6か国のハンセン病の貧しい子どもたちにお金を送ったりしています。外国の療養所は日本と違って本当に厳しい生活なので、学校に行けない子もいます。その子たちに少しでも役立ってもらおうと思っています。

療養所の現在

現在の療養所は、地域との交流も活発になり、施設の中に設置された保育園からは子どもたちの明るい声が響く。



ハンセン病に対する社会の意識は変化した。しかし、あまりにも長く隔離政策が続けられてしまったため、実名を名乗り、社会に出て行く人はわずかに過ぎない。多くの人が療養所に残り、人生の幕を閉じようとしている。

証言

上野正子

社会復帰がもう夢でしたから、出たい出たいと思っていましたけれども、私のこんな曲がった手で生活ができるかなと、不安を持っていましたけど、主人ももう年になって、81歳前になってから、何の仕事ができるのかなと思いながら、ずっとここで自分の役割があるだろうと思っていましたけど、親を恨んだり人を恨んだりすることはできないちゅうことを私は身に染みて思いました。本当に、私にはここにいてできることがあるだろうかと思った時に、弁護士の先生たちが、市民学会とか、また、各学校に1年に58回ほど講演に出るので、私には残された使命があって、ここに残るべきだと思ったので、ここで残って講演活動をやっています。